○経済産業省令第十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）を実施するため、原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令

第一条　原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　［略］ 五　「積立期間」とは、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して四十年を経過する月までの期間（第二条の二第一項又は第五条第二項若しくは第六項の通知があった場合には直近の当該通知があった期間とし、同条第四項の申請書を提出した日から当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は同条第六項に規定する期間とする。）をいう。 （総見積額の承認） **第二条**　対象発電事業者は、毎事業年度、当該事業年度終了の日における総見積額（第五条第一項の承認を受けたものを除く。）を定め、当該事業年度末までに経済産業大臣の承認を受けなければならない。 2　対象発電事業者は、合併若しくは分割により特定原子力発電施設（第五条第一項の承認に係る特定原子力発電施設を除く。以下この項、次条第一項、第三条第二項及び第三項並びに第四条において同じ。）を承継させようとする場合又は特定原子力発電施設を譲り渡そうとする場合には、当該合併若しくは分割又は譲渡しの日の前日が属する事業年度においては、同日における当該特定原子力発電施設に係る総見積額を定め、同日までに経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、同日が事業年度終了の日である場合は、この限りでない。 3　［略］ （積立期間の変更） **第二条の二**　経済産業大臣は、対象発電事業者から次項の報告を受けたときは、当該対象発電事業者に対し、当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から当該報告に係る延長された期間の終了する日の属する月までの期間を次条の積立てを行うべき積立期間として通知するものとする。 2　対象発電事業者は、原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項の規定による期間の延長があったときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。 3　前項の報告をする場合には、原子力規制委員会の認可を受けたことを証する書面の写しを添付しなければならない。	（定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　［略］ 五　「積立期間」とは、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して五十年を経過する月までの期間（第二条の二第一項又は第四項の通知があった場合には、直近の当該通知があった期間）をいう。 （総見積額の承認） **第二条**　対象発電事業者は、毎事業年度、当該事業年度終了の日における総見積額を定め、当該事業年度末までに経済産業大臣の承認を受けなければならない。 2　対象発電事業者は、合併若しくは分割により特定原子力発電施設を承継させようとする場合又は特定原子力発電施設を譲り渡そうとする場合には、当該合併若しくは分割又は譲渡しの日の前日が属する事業年度においては、同日における当該特定原子力発電施設に係る総見積額を定め、同日までに経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、同日が事業年度終了の日である場合は、この限りでない。 3　［略］ （積立期間の変更） **第二条の二**　経済産業大臣は、対象発電事業者から特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止（当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して四十年を経過する月までの間に行われるものに限る。）に係る電気事業法第二十七条の二十七第三項の規定による届出を受けたときは、当該対象発電事業者に対し、当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から当該廃止が行われる日の属する月から起算して十年を経過する月までの期間を次条の積立てを行うべき積立期間として通知するものとする。 2　対象発電事業者は、原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第二項若しくは第三項の規定により読み替えて準用する原子炉等規制法第十二条の六第三項の規定による認可を受けたとき又は原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第三項の規定により読み替えて準用する原子炉等規制法第十二条の六第五項の規定による届出をしたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。 3　前項の報告をする場合には、原子力規制委員会の認可を受けた、又は原子力規制委員会に届け出た廃止措置計画（原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第二項に規定する廃止措置計画をいう。次項第二号において同じ。）の写しを添付しなければならない。